船舶事故調査報告書

令和４年８月３１日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和３年１０月９日　１８時４０分ごろ
発生場所	石川県七尾市七尾北湾大島北端 祖母ケ浦港東防波堤灯台から真方位２６５°２.２５海里付近 （概位　北緯３７°０９.９′　東経１３６°５９.２′）
事故の概要	プレジャーボート太栄丸は、西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和３年１０月１２日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート　太栄丸、１.１トン ２４４－２１２５４石川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	右舷船底部等に擦過傷及び船外機を破損
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　東、風力　１、視界　良好 海象：波高　約０.３m、潮汐　下げ潮初期 日没時刻：１７時２５分ごろ
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、石川県七尾市中島町深浦の係船場所を出航し、七尾北湾内のいくつかの釣り場で釣りを行い、帰航することとして釣り場を発進した。 船長は、約１０ノットの対地速力で、ＧＰＳプロッターを作動させ、風力発電の風車を船首目標に、目視で七尾北湾を西進中、船体に衝撃を感じ、大島北岸の浅所に乗り揚げたことに気付いた。 船長は、携帯電話により本事故の発生を１１８番通報し、来援した海上保安部の管理機動艇に救助された。 本船は、船長及び友人により引き下ろされ、友人の船でえい航のうえ係船場所に戻り、後日修理された。 船長は、目視で風力発電の風車を船首目標として定めた段階で、このまま直進すれば安全に航行することが可能で、浅所にも接近していないと思っていた。 船長は、ＧＰＳプロッターの電源は入れていたが、ＧＰＳプロッターで本船の位置を確認しながら操船するのではなく、目視で周囲の地形により本船の位置を確認しながら操船していた。 船長は、大島を含めた浅所が前路に存在しているのを知っていたので、ＧＰＳプロッターの表示を拡大して浅所を表示させ、本船の位置を確認しながら大島北岸の浅所を避けて航行すべきであったと本事故に思った。

	船長は、ウエストベルト型自動膨張式救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、七尾北湾を西進中、船長が、ＧＰＳプロッターの表示を縮小した状態で航行を続けたことから、大島に接近していることに気付かず、大島北岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、ＧＰＳプロッターの電源は入れていたが、ＧＰＳプロッターで本船の位置を確認しながら操船するのではなく、目視で周囲の地形により本船の位置を確認しながら操船していたことから、適切な表示範囲を設定して航行する習慣がなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が七尾北湾を西進中、船長が、ＧＰＳプロッターの表示を縮小した状態で航行を続けたため、大島に接近していることに気付かず、大島北岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ＧＰＳプロッターを適宜拡大表示とすること。 ・船長は、浅所が存在する海域を夜間に航行する際、ＧＰＳプロッターで船位の確認を適切に行い、浅所を迂回して航行すること。